

II 各論

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして 第1節 人権尊重教育の推進

現状と課題

- 1 学校、家庭、地域が連携して子どもたちの豊かな心を育むことを目的に、道徳授業地区公開講座を開催しています。道徳教育で学び、感じたことを発表する場として、小学生による人権メッセージ、中学生の主張を「あきる野市教育の日」に行っています。
- 2 これまでの人権教育の推進に関わる取組や人権尊重教育推進校の実践をもとに、地域の実態に応じた運動を展開させ、地域社会全体の人権意識の更なる向上につながる取組を推進していくことが求められています。
- 3 男女共同参画に関する情報提供やフォーラムの開催などにより、人権尊重や男女平等意識の啓発に取り組んでいますが、女性への就労支援、子育てや介護問題等への男性の参加などにおいて、十分とはいえない状況があります。

基本方針

全ての市民が個人の価値を尊び、安心して暮らせる社会を実現するため、学校教育、社会教育活動全体を通して人権尊重教育を推進します。

基本的取組の内容

1 人権尊重の推進

① 人権尊重教育の推進

人権教育推進委員会の研修・研究機能を充実させ、全ての学校や地域社会全体において、個人の権利と義務に基づく人権尊重教育を推進します。

② 教職員の人権尊重意識の向上

人権意識の理解・啓発を進めるとともに、人権課題に関する様々な研修会への参加を促し、教職員の人権尊重意識の向上を図ります。

③ いじめの防止対策の充実

各学校にいじめ問題担当者を配置し、実態把握に努めるとともに、個々の事例に応じて保護者や関係団体と連携し、いじめ防止対策の充実を図ります。

2 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画プランの推進

男女共同参画プランに基づき、男性も女性も性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮することにより、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受できるような社会の実現をめざします。

② 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護

配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保を図ります。

③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、市民誰もがいきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第2節 生涯学習社会の振興

現状と課題

- 1 国際化の推進については、平成10年にマールボロウ市（アメリカ合衆国マサチューセッツ州）と国際姉妹都市関係を結び、推進策の一つとして毎年、中学生の派遣とマールボロウ市友好訪問団の受入れを行っています。
- 2 グローバル化の進展により、豊かな国際感覚を持ち、国際社会の一員として活躍できる人材を育成することが求められています。平成25年10月1日現在の外国人住民は、634人となっています。
- 3 多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するため、関連機関との連携・協力や学習ボランティア等との協働により、事業展開を図る必要があります。
- 4 学習した成果を地域における教育活動に活かす機会や事業の提供を行うことにより、「知の循環型社会」の構築を図る必要があります。

基本方針

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の振興を図ります。

基本的取組の内容

1 国際化の推進

- ① 国際化推進体制の充実と関係団体への支援
国際化や国際交流などを推進するため、市民や国際化推進団体等との連携・協力を進め、団体の運営を支援します。
- ② 外国人にも暮らしやすいまちづくりの推進
ホームページや各種パンフレットなどによる外国語での生活情報の提供により、外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進します。
- ③ 国際姉妹都市マールボロウ市との交流推進
国際的視野をもつ人材の育成を図ることを目的とし、市立中学校在籍の生徒をマールボロウ市に派遣するなど、国際姉妹都市マールボロウ市との交流を推進します。

2 生涯学習の推進

- ① 生涯学習推進計画の推進
生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」に基づき、学習の場や機会の提供から市民参加型学習や提案型学習への転換を進め、学習成果を活かす「知の循環型社会」の実現をめざした施策を展開します。

② 学習機会提供の拡充

行政のみならず市内で行われる事業がネットワークとして結びつき、民間教育機関や企業等と連携・協力し、役割を分担し合いながら、より広く深い学習機会の提供とその拡充を図ります。

③ 生涯学習推進体制の整備

全庁的な推進・調整組織である生涯学習推進本部を中心として、体系的な生涯学習を推進します。また、生涯学習推進市民会議において生涯学習の進捗状況を検証するなど、市民と行政の協働による体制の整備を進め、市民の視点に立った生涯学習を推進します。

④ 学習情報の提供と相談体制の整備

I C Tを活用した情報提供システムの整備を推進します。また、近隣自治体との連携、協力を図り、企業、民間教育事業者を含めた学習情報の相互利用ができる生涯学習ネットワークの形成に向けて検討を進めます。さらに、恒常的な学習相談窓口の開設や情報通信手段による相談体制の確立をめざします。

⑤ 生涯学習関連施設の整備と充実

既存の施設の有効活用と適正利用など、生涯学習関連施設の整備と充実を進めるとともに、専門的知識を持った職員の適正な配置を推進します。また、学校施設や庁舎のコミュニティホールの市民への積極的な開放を推進します。

⑥ 人材育成の充実

市民が学習や経験で得た成果を活かし、地域社会へ還元する取組を積極的に推進します。また、市民が生涯学習推進の主体となっていくために、人材ネットワークの構築を図るとともに、市民と市民をつなぐ役割を果たすコーディネーターの育成とその活用を推進します。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第3節 青少年の健全育成の推進

現状と課題

- 1 教育相談所では、臨床心理士や専門の相談員による学校教育相談等により、学校における青少年の健全育成に取り組んでいます。平成24年度の相談件数は、171件（延べ1,454回）となっています。
- 2 市内10小学校区及び6中学校区にある青少年健全育成団体により、地域の特性に応じたイベントや防犯パトロール、環境整備等の活動が行われています。
- 3 青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成する全ての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組む必要があります。
- 4 おとなが子どもの手本となるように行動することで「子どもに良い影響を及ぼし、規則正しい生活習慣や社会性、規範意識などが高められる」などの効果を期待し、「おとなが手本のあきる野市」の取組を推進しています。

基本方針

健全な家庭づくり、地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の社会参加活動等に取り組むため、学校や家庭、地域社会の連携の下、青少年の健全育成を推進します。

基本的取組の内容

1 学校での健全育成

① 適応指導教室の充実

不登校児童・生徒ゼロをめざし、適応指導教室の充実を図ります。

② 学校教育相談等の充実

いじめ、不登校問題等の解決に向けて、小中学校にスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実を図るとともに、教育相談所に臨床心理士を配置し、学校と連携した教育相談や子育て相談等の充実を図ります。

2 地域や家庭での健全育成

① 地域リーダーの育成

青少年健全育成活動の中心となって地域リーダーを育成する団体に必要な支援を行うなど、地域でリーダーとして活動できる人材の育成を図ります。

② 青少年健全育成団体等の支援

青少年の健全育成に欠くことができない地域活動を行っている青少年健全育成団体やPTA等の団体を支援します。

③ 子ども読書活動の推進

子どもが言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進します。

④ 青少年の野外活動の推進

青少年が野外活動を通じて、人と人との関わり方や自立心・自制心を養うことができるよう、青少年の野外活動を推進します。

⑤ 放課後子どもプランの推進

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、安全・安心な活動拠点をつくるため、総合的な放課後対策として、放課後子どもプランを推進します。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第4節 個性を生かす学校教育の充実

現状と課題

- 1 小学校8校（固定学級[知的障害]4校、通級指導学級[情緒障害等]3校・[言語障害]1校）、中学校5校（固定学級[知的障害]2校・[情緒障害]1校、通級指導学級[情緒障害等]2校）に特別支援学級を設置し、特別な支援を要する児童・生徒の個々のニーズに対応できる教育環境を整備しています。
- 2 小中一貫教育推進基本計画に基づき、全中学校区で小中一貫教育を推進していく中、小中学校の連携を更に強化し、児童・生徒の実態に基づく9年間を見通した教育活動の充実が必要となります。
- 3 学校は、子どもたちが安心して学び、生活できる環境を整備するとともに、災害が発生した際、避難所としての役割を果たすための安全で安心な環境を整備する必要があります。
- 4 児童・生徒が知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、未来を切り拓く能力や態度を育成することが求められており、多様なニーズや価値観に適切に対応できるよう学校の教育力を高めていくことが必要です。

基本方針

教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進に取り組むとともに、小中学校が連携し、特別支援教育や一貫性のある指導を行う小中一貫教育など、個々のニーズに対応した学校教育の充実を図ります。

基本的取組の内容

1 教育内容の充実

① 教育基本計画の推進

教育基本計画に基づき、教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

② 特別支援教育の推進

特別な支援を要する児童・生徒の個々のニーズに対応できる教育環境を整備するとともに、特色ある教育活動の一つとして都立特別支援学校等との交流活動を実施するなど、特別支援教育を推進します。

③ 小中一貫教育の推進【重点施策】

児童・生徒に対して一貫性のある指導を行うため、全小中学校で小中一貫教育推進基本計画に基づいて、小中学校の連携を強化した小中一貫教育を推進します。

④ 学力向上対策の推進

基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図るとともに、子どもが自ら学び、自ら考える力を伸ばすために、個に応じた多様な教育を推進します。

⑤ 環境教育の推進

小宮ふるさと自然体験学校等を活用し、郷土の豊かな自然と触れ合う活動を通して、自然に親しみ、自然を大切にすることを育むとともに、地球環境の保全について考え、行動できるよう環境教育を推進します。

⑥ スポーツ教育の推進

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを契機に、児童・生徒がスポーツへの関心を高め、心身の健康の増進や体力向上を積極的に図るようするため、スポーツ教育を推進します。

⑦ 国際理解教育の推進

小学校高学年では、「外国語活動」の時間において、AET(Assistant English Teacher)等を活用して外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の素地を養うとともに、総合的な学習の時間において外国の生活や文化を学ぶことにより、国際理解教育を推進します。

⑧ 特色ある学校づくりの推進

学校評価、学校評議員制度等を活用して学校運営の改善・充実を図るとともに、学習指導要領の趣旨を生かした教育活動の充実を図り、地域の実態に即した特色ある学校づくりを推進します。

⑨ 教員の資質・能力の向上

多様化する教育課題に対応するため、課題研修や職層研修の充実を図るとともに、学校内で実施するOJTの活性化を支援し、教員の資質・能力の向上を図ります。

⑩ 伝統文化理解教育の推進【重点施策】

地域の伝統文化活動を積極的に活用し、日本の伝統文化理解教育を推進するとともに、地域の伝統文化継承活動への参加を推進します。

⑪ 幼児教育の振興の支援

国や都の補助制度を活用して保護者の負担軽減を図るなど、幼児教育の振興を支援します。

⑫ 学校図書館の機能の充実

子どもたちの読書活動を推進するため、公共図書館との連携を図りつつ、学校図書館の機能の充実を図ります。

⑬ 友好姉妹都市栗原市の中学生との相互交流の充実

両市の生徒の親睦を図るため、友好姉妹都市栗原市（宮城県）の中学生との相互交流の充実を図ります。

2 教育環境の整備

① 情報化社会に対応した教育環境の整備

情報機器の導入やコンピュータ教育を積極的に推進するなど、情報化社会に対応した教育環境の整備を図ります。

② 学校施設の非構造部材の耐震化の推進

安全な教育環境と避難所としての機能を確保するため、小・中学校の校舎や体育館の天井や照明器具など、非構造部材の耐震化を推進します。

③ 老朽化した学校施設の改修・改善の推進

施設・設備の老朽化の著しい部分を中心に改修や改善を推進します。

④ 学校保健の充実

各種検診を充実し、児童・生徒の健康保持に努めるとともに、関係者の連携強化により、組織的、計画的に健康づくりに取り組むための推進体制を整備するなど、学校保健の充実を図ります。

⑤ 遠距離通学に対する支援

小宮地域の児童・生徒及び戸倉地域の児童の通学手段の確保とその支援に取り組みます。

⑥ 子どもの安全確保の推進

学校安全推進会議の開催やスクールガード・リーダーの配置等を行い、学校安全ボランティアと連携して、地域ぐるみで子どもの登下校時等の安全確保を推進します。

⑦ 学校施設の計画的整備

校舎、体育館、校庭やプールなど、学校施設の大規模な整備を計画的に推進します。

⑧ 学校給食センター整備計画の推進

学校給食センターについては、老朽化した3か所のセンターを1か所に集約するなど、学校給食センター整備計画に基づき、新しい学校給食センターの整備を進めます。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第5節 社会教育推進体制の整備

現状と課題

- 1 社会教育の拠点施設である図書館における平成24年度の人口に対する個人登録者の割合は、45.22%であり、市民1人当たりの蔵書数は、6.36冊となっています。
(平成25年3月末現在)
- 2 図書館施設は、利用者の利便性の向上や業務の効率化を図るため、IC化などの施設・設備の充実が求められています。
- 3 五日市憲法草案やミエゾウの化石、日本で初めてフローレンス・ナイチンゲール記章を受章した萩原タケ女史などの資料を五日市郷土館で展示していますが、郷土学習ニーズに応えるため、貴重な文化財の更なる活用が求められています。

基本方針

市民が、生涯にわたって多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、社会教育推進体制の整備を図ります。

基本的取組の内容

1 社会教育の拠点整備

① 図書館施設、設備の整備・充実

いつでも・どこでも・だれもが学び、求める情報が活用できるよう、自動貸出機や無人予約提供設備、インターネット環境に対応した設備など、図書館施設、設備の整備・充実を図ります。

② 図書館の広域的連携の推進

市民が利用できる図書・資料の増加と専門性の向上を図るため、近隣の市町村図書館、大学図書館等との広域的連携を推進します。

③ 図書館の電子情報提供の推進

五日市憲法草案など、そのままでは公開・活用の図れない貴重な資料の電子データ化を進め、電子化された資料の充実を図るとともに、インターネット等を活用した電子情報提供を推進します。

④ 障がい者等への図書館サービスの向上

視覚障がいなどで通常の方法では読書が困難な方や図書館に来館することができない方に対し、対面朗読や録音資料の作成、郵送サービスなどを行い、図書館サービスの向上を図ります。

⑤ 図書館ボランティアの育成

ボランティア活動のための技術や知識の習得を支援するとともに、市民との協働による図書館サービスの推進ができるよう活動の場を拡大させ、図書館ボランティアを育成します。

⑥ 地域・行政資料の収集と情報提供の充実

地域の課題解決や歴史・文化の調査研究等に資するため、地域・行政資料の収集と情報提供の充実を図ります。

2 文化財の保護・活用の推進

① 文化財保護の推進

五日市郷土館及び二宮考古館において、民具や考古資料などの文化財を収集・展示し、適正に保管します。また、収蔵資料の整理や調査研究を進め、収蔵施設の充実を図ります。埋蔵文化財については、開発工事に対し、必要に応じて調査を実施するなど、適切な保護を図ります。さらに、文化財の指定を進め、その保存・伝承を推進するため、都や所有者等との調整を図るとともに、指導・助言を行います。

② 文化財の活用の推進

五日市郷土館及び二宮考古館の収蔵資料を活用した常設展示や企画展、旧市倉家住宅での年中行事の展示などにより、文化財の活用を推進します。また、各種の文化財資料の電子データ化を進め、図書館のホームページに掲載するなど、文化財情報の活用を推進します。

③ 文化財の啓発

文化財に関する各種の講座や体験教室を開催するとともに、「郷土あれこれ」などを発行して市の歴史や民俗、自然などの特質に対する市民の理解を図ります。また、東京文化財ウィークの開催に際し、指定文化財の所有者による公開を支援するなど、文化財に関する啓発を図ります。

④ 伝統芸能保存活動の支援【重点施策】

囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会の活動に対して指導・助言を行い、夏まつりでの公開など、芸能の保存・伝承活動を支援します。また、農村歌舞伎の上演に必要な道具類を必要に応じて歌舞伎保存団体に提供するとともに、歌舞伎の公開等に際して指導・助言を行います。さらに、全国地芝居サミットを開催し、農村歌舞伎等の芸能の公開と保存活動を支援します。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

- 1 市民が生涯を通じて、文化・レクリエーション活動に親しむことができるよう、施設の適正な維持管理、活動機会の提供、拠点施設の充実などが求められています。
- 2 秋川キララホールは、市民の文化創造と交流の拠点として、芸術文化活動の充実が求められています。
- 3 生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進するための事業展開が求められており、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブとして「アスポルト」と「五日市クラブ」が設立されました。
- 4 市内の成人の74パーセントが運動不足と感じていることや子どもの体力低下の問題が指摘されていることから、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを契機に、市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画できる機会を充実する必要があります。

基本方針

生涯を通じて文化、レクリエーション活動に親しみ、身近で気軽にスポーツができる環境づくりを推進するための施策を展開することにより、文化・スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

基本的取組の内容

1 芸術文化の振興

- ① 文化、レクリエーション活動の拠点施設の充実
生涯を通じた文化、レクリエーション活動を支援するため、その拠点施設である社会教育施設の充実を図ります。
- ② 公民館事業の充実
公民館では、絵画、舞踊等の芸術鑑賞の機会や芸術文化の学習機会の提供、寿大学などの主催事業の充実を図るとともに、市民による各種サークル活動や仲間づくりを支援します。
- ③ 秋川キララホールの利用促進
施設の音響の良さを活かしたあきる野らしい芸術文化活動に取り組むとともに、市民等が音楽、演劇等を発表し、鑑賞する場として、その利用促進を図ります。
- ④ アートスタジオ五日市の活用
「アーティスト イン レジデンス」事業の実施により、児童・生徒、地域住民に対して、芸術文化に触れる機会を提供するなど、アートスタジオ五日市の活用を図ります。

2 郷土学習の振興

① 郷土学習の支援

市民が文化財に触れ、身近に親しむ機会を提供するため、指定文化財の公開促進を図ります。また、市民解説員に対して解説研修を行うとともに、社会科授業での解説など活動の場を提供し、その充実を図ります。さらに、五日市郷土館及び二宮考古館において文化財関係の情報を提供し、利用者の郷土学習を支援します。

3 スポーツの推進

① スポーツ推進計画の推進

スポーツ推進計画に基づき、基本理念を『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちづくりを目指して～』と位置づけて、スポーツ振興施策を体系的に推進します。

② スポーツ活動の機会の充実【重点施策】

誰もがスポーツを楽しむことができるよう、NPO法人あきる野市体育協会や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、多様なスポーツ教室を開催することにより、スポーツ活動の機会の充実を図ります。

③ スポーツ施設の整備・充実

既存のスポーツ施設を改修し、安心してスポーツに親しむ環境を整備するとともに、附帯設備の計画的な整備により、スポーツ活動を楽しめる場の充実を図ります。

④ スポーツ活動を支援する環境の整備

スポーツ推進委員、NPO法人あきる野市体育協会所属の指導者などやボランティアの育成・支援、総合型地域スポーツクラブの活動支援などに取り組み、スポーツ活動を支援する環境を整備します。

⑤ 市の特性を活かしたスポーツ推進

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを契機に、市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康の増進や体力向上を積極的に図るようになるため、豊かな自然環境を活かしたスポーツやトップアスリートとの交流など、市の特性を活かしたスポーツ活動を推進します。